

8/30 (月) の発表

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 8月30日(月) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和3年度「北海道男女平等参画チャレンジ賞」に係る候補者の募集について
概要	<p>北海道では、男女平等参画社会の実現への気運を高めることを目的として、社会のあらゆる分野で、それぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している方々を顕彰し、男女平等参画社会づくりに寄与するチャレンジの身近なモデルを示す、令和3年度「北海道男女平等参画チャレンジ賞」の候補者を広く募集しています。</p> <p>1 賞の種類及び表彰数 ① 輝く北のチャレンジ賞(個人・団体・グループ) ② 輝く北のチャレンジ支援賞(チャレンジを支援する団体・グループ) 上記2種類。表彰数は①、②あわせて年2件以内。</p> <p>2 推薦方法等 (1) 個人、団体、企業、市町村等、どなたでも推薦可 <u>※自薦・他薦を問いません。</u> (2) 提出書類 推薦書及び活動状況に関する参考資料 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/challengeprize/challeboshu.html 推薦書は、上記からダウンロードできます。 (3) 提出期限 令和3年(2021年)10月29日(金)必着</p> <p>3 令和元年度受賞者 ・沼口 奈美子さん(帯広市/輝く女性のチャレンジ賞) ・大友 彩加さん(旭川市/輝く女性のチャレンジ賞) (令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止)</p>
参考	・北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱・推薦要領 ・令和3年度候補者募集チラシ

報道(取材)に当たってのお願い	・道内各地の多様な観点からのチャレンジの事例を広く募集しています。 ・自薦他薦を問いません。 ・道民へのPRのため、 積極的な報道 をよろしくお願いいたします。
他のクラブとの関係	同時配付 (場所)

担当(連絡先)	環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室男女平等参画係 主幹 小林 TEL(ダイヤルイン) 011-206-6954(内線 24-174)
---------	---

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱

(目的)

第1条 職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援している個人、団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 本賞の対象は、北海道に在住（在勤）し、あるいは主として道内において活動を展開している、概ね次のような個人、団体・グループとする。

ただし、本賞の受賞は1回限りとするとともに、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としない。

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担っている女性等、男女間での参画状況に差がある分野に挑戦して特に顕著な活躍をしている個人
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体・グループ
- (3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人及びそのような者が中心となって活動している団体・グループ
- (4) 地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体・グループ
- (5) 前4項のような活動について、積極的にその支援を行い、男女平等参画社会の実現へ気運を高めていると認められる個人、団体・グループ

(賞の種類)

第3条 北海道男女平等参画チャレンジ賞（以下「本賞」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 輝く北のチャレンジ賞
受賞者が第2条第1項から第4項に該当する場合。また、受賞者が女性の個人の場合は「輝く女性のチャレンジ賞」、男性の個人の場合は「輝く男性のチャレンジ賞」とする。
- (2) 輝く北のチャレンジ支援賞
受賞者が第2条第5項に該当する場合。

(候補の選定)

第4条 候補の選定は推薦によることとし、推薦要領は別に定める。

(選考及び決定)

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

- (1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
- (2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、知事が賞状及び副賞を贈呈して行う。

(庶務)

第7条 本賞に関する庶務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）7月22日から施行する。

北海道男女平等参画チャレンジ賞推薦要領

1 表彰の対象とする活動

職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、それぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している者、または、支援の対象とする者のチャレンジは、次の項目を踏まえたものとする。

- (1) そのチャレンジを見た道民が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであること
- (2) そのチャレンジが男女平等参画社会づくりに寄与している事例として道民に訴えかけるものであること
- (3) そのチャレンジの結果、成果が上がっていること
- (4) そのチャレンジが新たな活動の領域を拓くなど従来見られなかったような先駆的なものであること
- (5) 今後も様々な分野において活躍することが期待できること

2 推薦の方法

推薦は自薦も含むこととし、推薦者は、別に定める日までに知事に必要書類を提出することとする。

3 提出書類等

- (1) 北海道男女平等参画チャレンジ賞推薦書（別紙様式）
- (2) 活動状況に関する参考資料
 - ・報道記事、パンフレット、写真、団体等の会報やホームページに掲載された記事等
 - ・団体等の構成員名簿、定款

附 則

この要領は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年（2019年） 7月22日から施行する。

附 則

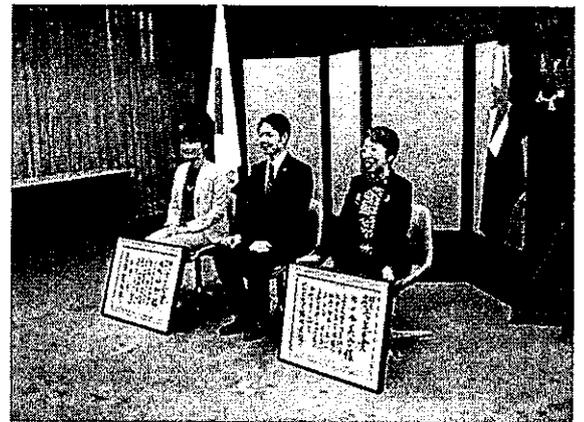
この要領は、令和2年（2020年） 8月31日から施行する。

私たちは北海道の
女性の活躍★を
応援しています

令和3年度（2021年度） 北海道男女平等参画チャレンジ賞 候補者を募集しています!!

北海道では、男女平等参画社会の実現を目指し、職場や地域、家庭など社会のあらゆる分野で、個性や能力を活かしてチャレンジし、活躍している方、またそのようなチャレンジを支援している方を表彰し、チャレンジの身近なモデルとして広くご紹介しています。

これまでに、子ども食堂を運営している方、女性だからできる働き方のモデルを構築する活動をしている団体、女性が少ないものづくり現場への女性参画の促進に取り組んでいる企業等様々な分野の方々が受賞されています。



(令和元年度贈呈式)

チャレンジしているみなさま、
チャレンジを支援しているみなさまのご応募をお待ちしています！

締切：令和3年（2021年）10月29日（金）必着

★次のような方を募集しています★

北海道在住・在勤、または主に道内で活動されている個人、団体・グループ・で

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的な立場を担っている女性等、
男女間での参画状況に差がある分野に挑戦して特に顕著な活躍をしている方
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている方
- (3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、
仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている方
- (4) 地域の発展に資する各種の実践的活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている方
- (5) (1)～(4)のような活動に積極的に支援を行い、
男女平等参画社会の実現へ気運を高めている方

※過去に本賞を受賞された方、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けた方は対象になりませんが、受賞に至らなかった方は引き続き募集の対象となります。

※応募方法は裏面をご覧ください

★応募方法★

- ・ 候補者 個人、団体、企業、市町村等、どなたでも。自薦、他薦を問いません。
- ・ 提出書類 ①北海道男女平等参画チャレンジ賞推薦書
(様式は下記ホームページからダウンロードできます)
②推薦のポイントとなるチャレンジの内容が具体的に分かるような活動状況に関する資料(報道記事、団体等の会報やホームページに掲載された記事、団体の構成員名簿など)

※お住まいの市町村に、活動に関する情報提供を依頼する場合があります。
あらかじめご了承ください。
- ・ 応募先 メール、郵送または持参により下記まで提出してください。

060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室
kansei.dousei4@pref.hokkaido.lg.jp
- ・ 応募期限 令和3年(2021年)10月29日(金)必着

★選考・発表について★

- ・ 選考 学識経験者等で構成する北海道男女平等参画審議会の専門部会で選考します。

選考の際の評価ポイント

選考の際は、次のようなことに注目して選考します。

- ・ 道民が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであるか
- ・ 男女平等参画社会へ向けた事例として道民に訴えかけて(アピールして)いるか
- ・ チャレンジの結果、成果があがっているか
- ・ 新たな活動の領域を拓くなど、従来見られなかったような先駆的なものであるか
- ・ 今後も様々な分野において活躍することが期待できるか

- ・ 発表 受賞者の発表は12月頃を予定しています。
応募された方には選考結果を直接お知らせします。
また、賞状等の贈呈は令和4年(2022年)1~2月頃を予定しています。

★★★ 北海道男女平等参画チャレンジ賞のホームページはこちら ★★★

～ これまでの受賞者の皆様をご紹介します ～

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/challengeprize/challeboshu.html>

または、 で検索!